

津和野都市計画 整備、開発及び保全の方針

平成29年7月

島 根 県

目 次

| | |
|------------------------------------|---|
| 1. 都市計画の目標 | 1 |
| 1) 都市づくりの基本理念..... | 1 |
| 2) 地域毎の市街地像..... | 2 |
| 2. 区域区分の決定の有無 | 2 |
| 1) 区域区分の決定の有無..... | 2 |
| 3. 主要な都市計画の決定の方針 | 3 |
| 1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針..... | 3 |
| 2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針..... | 4 |
| ① 交通施設 | 4 |
| ② 下水道及び河川..... | 6 |
| ③ その他の都市施設 | 7 |
| 3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針..... | 7 |
| ① 基本方針 | 7 |
| ② 主要な緑地の配置の方針..... | 7 |
| ③ 実現のための具体の都市計画制度の方針..... | 8 |
| ④ 主要な緑地の確保目標 | 8 |
| ■都市構造図 | 9 |

津和野都市計画整備、開発及び保全の方針の変更 (島根県決定)

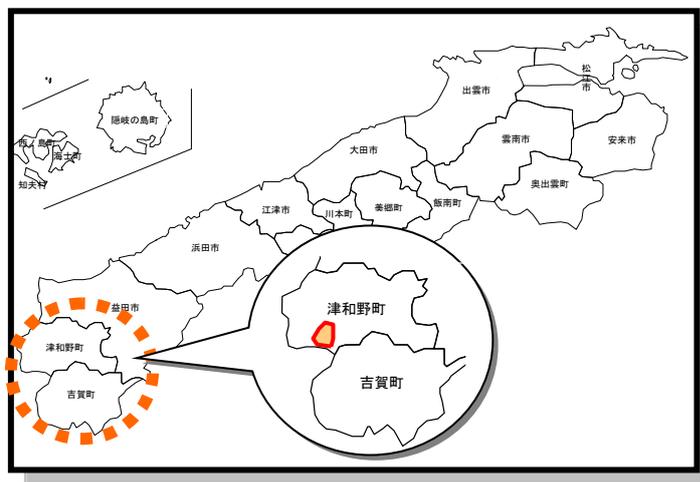
都市計画整備、開発及び保全の方針を次のように決定する。

1. 都市計画の目標

津和野都市計画区域は、島根県の最西端の中山間部に位置し、西から南にかけて山口県に接する、面積約11km²、人口約2,300人の都市計画区域である。

本区域は高津川の支流である津和野川が市街地の中心部を流れ、恵まれた自然と城下町としての街並みは「山陰の小京都」として全国的にも知られており、観光業が主要な産業のひとつとなっている。

しかし、近年は人口の減少、高齢化、産業の衰退等過疎化が進行しており、市街地の活性化、定住人口の拡大への対策が急務となっている。



1) 都市づくりの基本理念

津和野町は、島根県の西の玄関口として、古くから政治・経済・文化の中心として栄えており、数々の国指定文化財、名勝地や史跡等を有している。本区域は、全体が平成25年に認定された歴史的風致維持向上計画の重点区域内にあるとともに、その一部が重要伝統的建造物群保存地区に選定されている。また、平成27年には江戸末期の景観等を描いた「津和野百景図」を中心にまとめられたストーリー「津和野今昔～百景図を歩く」が日本遺産に認定されるなど、津和野のまちそのものが観光資源として積極的に活用されるとともに、「安野光雅美術館」「津和野温泉なごみの里」「津和野町日本遺産センター」など観光施設の整備も進められており、歴史・文化の交流拠点として機能強化が図られている。

本町が有する豊かな自然環境や歴史的・文化的資源を保全・活用することで、交流人口の拡大を図るとともに、人と環境にやさしいまちづくりを進めていく必要がある。

これらを踏まえて、本区域の都市づくりの基本理念を次のように定める。

○津和野の歴史・伝統・文化を活かした交流のまちづくり

津和野が誇る恵まれた歴史・伝統・文化資源を活用し、来訪者と地域住民の交流で賑わう活力あるまちづくりを進める。

○優れた自然環境の保全・活用を目指したまちづくり

本区域を取り囲む樹林地、優良農地、津和野川沿いの水と緑の空間など、優れた自然環境の保全に努めるとともに、身近な緑地空間を活用し、都市機能と自然環境の調和のとれたまちづくりを進める。

○安全で快適な居住環境整備による定住促進のためのまちづくり

歩行者や自転車を優先した生活道路や下水道などの生活関連施設の整備を図るとともに、医療・教育などの機能を維持し、高齢化社会への対応と定住促進のためのまちづくりを進める。

2) 地域毎の市街地像

| 地 域 | 将来の市街地像 |
|---------|--|
| 橋北地区 | 本地区は、J R津和野駅を起点とし、商業施設や住居を含む地区で、公共施設の集積が進み、本町の都市機能の中心を担ってきた地区である。今後も観光の拠点として歴史的・文化的資源の保全・活用を図るとともに、人と環境にやさしい空間として都市機能の充実と街並みの一体的整備を図る。 |
| 橋南地区 | 本地区は、本町の教育機関が集積するなど、良好な居住環境を有している。橋北から連続する観光資源の活用を図るとともに、道路や駐車場などの整備を進め、良好な住環境の維持・保全を図る。 |
| 中座・門林地区 | 本区域唯一の優良農地として保全を図り、居住環境と調和した快適な田園居住地域としての環境整備を図る。 |
| 大陰地区 | 道の駅「津和野温泉なごみの里」を核として、周辺部にこれに連携する機能誘導を図り、本町中心部への南の玄関口として、交流拠点機能の向上を目指す。 |

2. 区域区分の決定の有無

1) 区域区分の決定の有無

以下により、本都市計画は区域区分を定めない。

本区域において、無秩序な市街地の拡大の可能性は低く、区域区分を定めなくても自然的環境の整備又は保全への配慮を行いながら、良好な市街地の形成を図っていくことは可能であると判断した。

3. 主要な都市計画の決定の方針

1) 土地利用に関する主要な都市計画の決定の方針

現在、本区域は都市計画用途地域を指定していないため、現状の土地利用状況を踏まえ、都市及び自然環境、また歴史的・文化的景観に配慮しながら、将来における土地利用の方針について以下のとおり定める。また、老朽化した木造住宅密集市街地については、本区域全体が歴史的風致維持向上計画の重点区域内であることを踏まえ、重要伝統的建造物群保存地区を中心として耐震や不燃化を考慮しつつも、歴史的建造物の保存や町並みに配慮した修理・修景に努め、住宅地を配置する箇所における空き家・空き地などについては、居住環境の改善や空き家バンク等による住宅供給を進め、定住を促進する。

| 地区名等 | 方針 |
|----------------------|--|
| 橋北地区 | 住宅や観光関連の商業施設、公共施設などが混在し複合的な機能を有していることから、現在の土地利用を継続しつつ、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進する。また歴史的文化施設や街並みが形成されている地区については、その景観の維持・保全を図る。 |
| 橋南地区 | 町内の教育機関が集中していること、また比較的良好な低中層の住宅地が形成されていることから、歴史遺産の保存や整備を前提に、環境の維持・改善及び都市基盤の整備を促進し、住宅地として配置する。東側斜面に広がる棚田群は、地区固有の景観を構成しており、開発行為等の抑制を基本に積極的な保全を図る。 |
| 中座・門林地区 | 本地区は区域内唯一の貴重な優良農地が分布しており、地区固有の田園風景を構成していることから、優良農地として積極的な保全を図る。 |
| 大陰地区 | 本地区は津和野町の中心部への南の玄関口として機能強化を図る。また道の駅「津和野温泉なごみの里」と連携する機能を導入し、新たな交流拠点の形成を図る。 |
| 災害防止の観点から市街化の抑制を図る地区 | 建築基準法第39条（災害危険区域）、地すべり等防止法第3条（地すべり防止区域）、急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律第3条（急傾斜地崩壊危険区域）、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条（土砂災害警戒区域）、第9条（土砂災害特別警戒区域）に指定される地区については、原則的に市街化の抑制を図る。 |
| その他災害の発生のおそれがある地区 | 災害リスク、警戒避難体制の整備状況等を総合的に勘案した土地利用を図る。 |

2) 都市施設の整備に関する主要な都市計画の決定の方針

① 交通施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 交通体系の整備の方針

本区域の交通体系は、市街地の東部を広域幹線道路である国道9号が南北に縦貫し、これにリンクして主要地方道萩津和野線、津和野田万川線、一般県道柿木津和野停車場線が各方面へ連絡している。また鉄道網については、益田市と山口市を結ぶJR山口線が配置されている。

現在、国道9号から中心市街地に流入する車両の迂回路線として、一般県道柿木津和野停車場線「中座バイパス」の整備が進められており、「人と環境にやさしいまちづくり」を推進するため、次の基本方針のもと交通体系の整備を進めていくものとする。

○地域間道路網の強化

周辺市町との連携強化と市街地通過車両の軽減を図るため、一般県道柿木津和野停車場線「中座バイパス」の整備を進める。

○市街地内幹線道路網の確立

橋北地区から連続する観光資源の活用のため、⑩大橋大陰線の整備を行い、橋南地区における歩行環境や自動車走行環境の向上を図る。また、JR津和野駅周辺における駐車場、交通広場の整備を進め、道の駅「津和野温泉なごみの里」周辺における駐車場と連携した循環バスやパークアンドライドシステムを導入し、中心部における移動性を確保する。

○優れた歴史的資源と調和した質の高い道路景観の形成

津和野町の玄関であるJR津和野駅前の整備を進めるとともに、津和野の町並みにあった景観を形成する。

○公共交通の整備

高齢化社会への対応、及び中心市街地へ自動車流入の抑制を図るため、交通規制の導入、JR津和野駅を起点とした鉄道・循環バス等の運行確保、利用促進、利便性の向上を図る。

イ 整備水準の目標

| 都市施設 | 整備水準の目標 |
|------|--|
| 道路 | 平成27年度末現在で区域内における都市計画道路の改良率が80%で整備されているが、概ね20年後には、100%になることを目標として整備を進める。 ※改良率＝改良済延長（概成済含む）(km) / 都市計画決定延長(km) |

b 主要な施設の配置の方針 c 主要な施設の整備目

ア 道路

| 種別 | 配置の方針 |
|------|---|
| 幹線道路 | 広域幹線道路である国道9号と市街地を連絡する路線 ㊦駅前天神山線（㊧荻津和野線）、㊨大陰中座線（㊩柿木津和野停車場線「中座バイパス」）、を配置する。 市街地内幹線道路網を確立する路線 ㊪大橋大陰線を配置する。 |

イ 鉄道

| 種別 | 配置の方針 |
|---------|--|
| J R 山口線 | 現在、運行されている J R 山口線を主要な公共交通機関と位置づけ、区域内及び広域的な地域連携を促進するために配置する。 |

ウ その他

| 種別 | 配置の方針 |
|------|--|
| 駅前広場 | J R 津和野駅周辺を自動車等と公共交通の結節点として配置し、整備を図る。 |
| 駐車場 | 循環バスとパークアンドライドの利用促進のため、J R 津和野駅及び道の駅「津和野温泉なごみの里」周辺に駐車場を配置する。 |

c 主要な施設の整備目標

概ね10年以内に整備又は着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

| 主要な施設 | 路線名等 |
|-------|----------------------------|
| 道路 | ㊨大陰中座線（㊩柿木津和野停車場線「中座バイパス」） |
| 駅前広場 | J R 津和野駅周辺 |
| 駐車場 | J R 津和野駅前 |

② 下水道及び河川の都市計画の決定の方針

a 基本方針

ア 下水道及び河川の整備方針

i 下水道

下水道は、公衆衛生の保持、生活様式の改善等の生活環境の向上や公共用水域の水質保全を図る上で重要な役割を担っている。

下水道の整備手法については、地域の特性に応じた効率的かつ適正な整備手法を選択していくものとし、基本的には市街地内では公共下水道により、また、市街地郊外部の既存集落では合併処理浄化槽による個別処理により、全域の下水道整備を早期に図るものとする。

ii 河川

本区域に流れる津和野川は高津川水系の水源地帯に当たる。津和野川においては、周辺の伝統的景観の継承と、新たな魅力の創出を目指して計画された「津和野川ふるさとの川整備計画」に基づき主に本区域の下流域から中流域で整備が進められた。また、「高津川水系上流域河川整備計画」に基づき本区域の上流域についても河川改修を推進する。

津和野川に流入する支川については、浸水排除を目的に、公共下水道や河川の整備と調整を図りながら整備を進める。

また、橋北、橋南、中座・門林地区において縦横に流れる水路については、津和野町の都市景観を特徴づける重要な要素であり、観光資源、景観資源、歴史・文化資源としての保全と活用を前提に、雨水排水機能や道路空間との調整などに留意した維持・改良に努める。

イ 整備水準の目標

| 都市施設 | 整備水準の目標 |
|------|--|
| 下水道 | 平成 27 年度末現在で 64.7%である津和野町の汚水処理人口普及率（普及人口／行政人口）を、平成 47 年度末に概ね 80%とする。 |
| 河 川 | 津和野川については、高津川水系上流域河川整備計画に基づき、平成 25 年 7 月豪雨相当の洪水を安全に流下させ、沿川の家屋などの浸水被害を防ぐことを目標として整備を進める。支川については、地域の実情に応じた治水安全度を確保することを目標として整備を進める。 |

b 主要な施設の整備目標

概ね 10 年以内に整備又は着手することを予定している主要な施設は次のとおり。

| 都市施設 | 整備概要等 |
|------|---|
| 下水道 | 整備水準の目標に揚げた汚水処理人口普及率を達成するため、公共下水道及び合併処理浄化槽の整備を促進する。 |
| 河 川 | 津和野川 |

③ その他の都市施設の都市計画の決定の方針

a 基本方針

地域住民が健康で文化的な生活を営む上で欠くことのできない供給処理施設、教育文化施設、医療施設、社会福祉施設、その他の都市施設については、既存施設の有効活用に努めるほか、都市機能維持のために設備の集約化や維持更新を進める。

3) 自然的環境の整備又は保全に関する都市計画の決定の方針

① 基本方針

ア 自然的環境の特徴と現状、整備又は保全の必要性

本区域は、重要伝統的建造物群保存地区を中心として、武家屋敷や町屋などの歴史的建造物を残すとともに、町中に張り巡らされた水路には色とりどりの鯉が泳ぐなど、風情ある文化的な景観を今に残している。また、青野山県立自然公園である津和野城山公園周辺や青野山から連なる樹林地と津和野川沿い緑地空間が市街地を取り巻く緑の軸となって、豊かな郷土景観を構成しており、その保全に努めている。

近年、都市内の緑や自然環境に対する住民意識が高まりつつあり、自然とふれあえる空間、人と人が交流できる空間の創出が求められている。中心部の市街地においては、オープンスペースが不足していることから、観光客に潤いを与える緑地空間の確保を進めることによって、良好な都市環境の形成を図る必要がある。

本区域の恵まれた自然と文化・伝統を活かし、さらに快適な魅力のあるまちづくりに資することを目的に、環境の保全、レクリエーションの場の確保、安全性の向上、美しい緑あふれる町並みの保全という4つの観点から公園緑地等の系統的配置を定めるものである。

② 主要な緑地の配置の方針

本区域においては、現況の豊かな緑と水の保全を図り、防災に考慮し、併せて文化性、歴史性を織り込んだ落ち着いた街づくりを進めるため、以下の方針により、緑とオープンスペースの整備、保全を行うものとする。

| 配置計画 | 概要 |
|------------|---|
| 環境保全系統 | 緑の少ない中心市街地内で街区公園、近隣公園、地区公園等の住区基幹公園を整備し、都市環境の改善を図る。 |
| | 津和野城山公園等の観光施設の緑地は地域住民や観光客に潤いを与える緑地空間として、整備促進とその活用を図る。 |
| | 動植物等の生態系の維持されている樹林地の保全・整備を図る。 |
| レクリエーション系統 | 津和野川沿いの緑地空間は、地域住民や観光客に潤いを与える貴重な緑地空間であり、整備促進とその活用を図る。 |
| 防災系統 | 土砂流出や、地すべりの恐れのある市街地周辺部の緑地の保全を図る。 |
| | 地震時、火災時の広域避難地として、津和野川沿いの緑地空間の活用を図る。 |
| 景観構成系統 | 市街地を貫流し、水と緑の景観軸を形成している津和野川沿いの緑地空間の保全を図る。 |

③ 実現のための具体の都市計画制度の方針

中心市街地においては、都市計画公園として住区基幹公園、都市基幹公園、特殊公園、大規模公園、緩衝緑地等の整備に努める。また、既存緑地の保全を図りながら必要に応じて整備を行い、施設の有効活用に努める。

特に良好な都市環境の形成に重要な役割を担う地域については、地域制緑地として各種制度を活用し、保全、整備に努める。

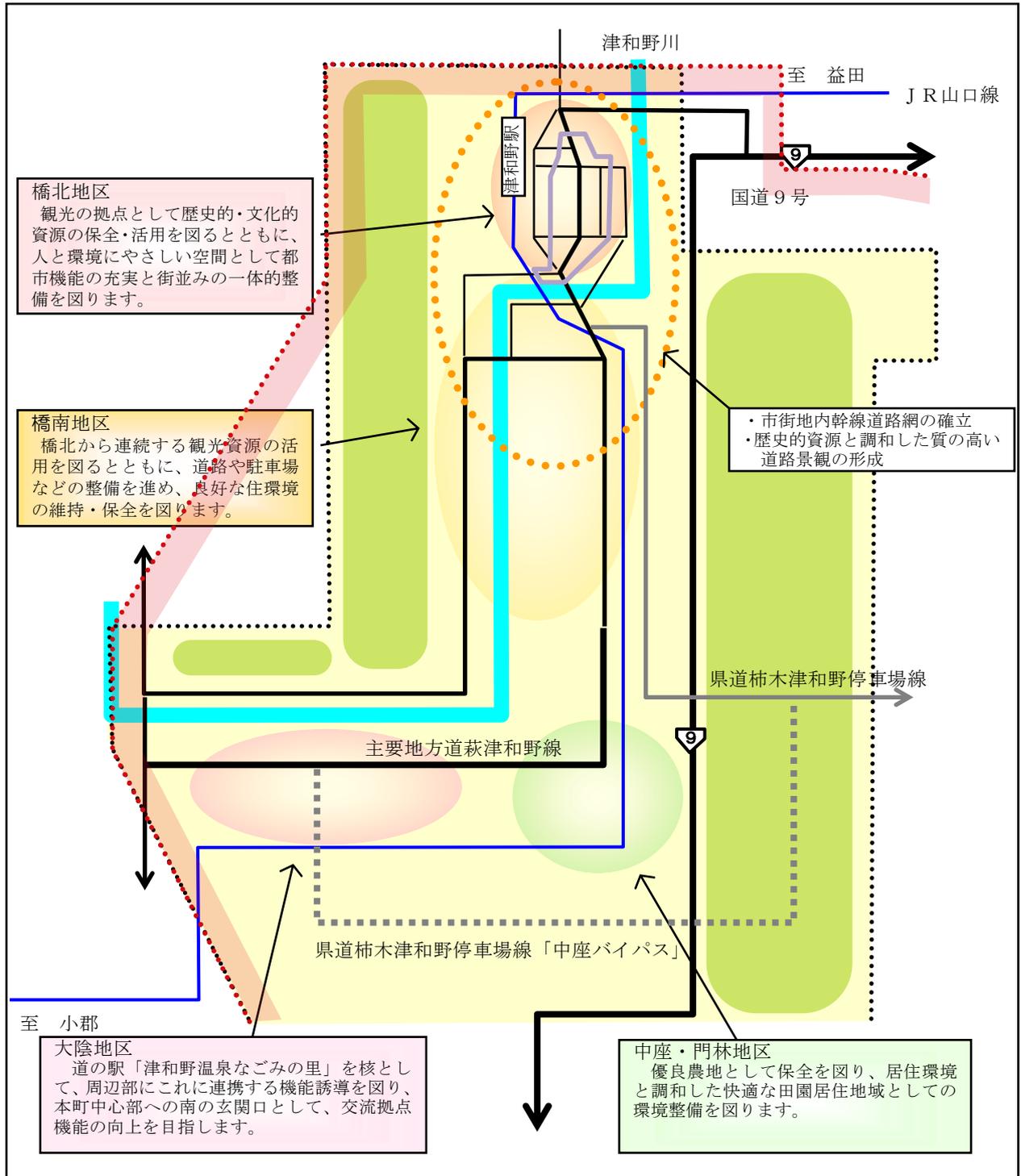
また、津和野町が策定した都市再生整備計画（津和野城下町地区）に基づき、津和野城山公園を始めとする各種公園や交流広場等の整備促進を図る。

④ 主要な緑地の確保目標

概ね 10 年以内に整備または着手することを予定している主要な公園緑地等は次のとおり。

| 種 別 | 位置及び名称等 |
|------|----------------|
| 特殊公園 | 8.7.1号 津和野城山公園 |

■都市構造図



| 凡 例 | |
|---------------------|--|
| 都市計画区域 | |
| 重要伝統的建造物群保存地区 | |
| 歴史的風致維持 向上計画重点区域 | |
| 道 路 | |
| 鉄 道 | |
| 公 園 等 | |